

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	公営住宅に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

直方市は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県直方市長

## 公表日

平成28年4月11日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅(改良住宅含む)の管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅法(以下法という)第二十二条等による入居申請の受理、入居者の決定</li> <li>・法第16条等による収入申告の受理、家賃の決定及び通知、家賃・敷金等の減免・猶予の申請の受理、決定及び通知、明渡し請求の決定、他の住宅の斡旋</li> <li>・法第29条等による高額所得者からの金銭の徴収、明渡し延長申請の受理</li> <li>・法第27条による親族外の入居、死亡時同居人の継続居住の申請の受理、承認</li> <li>・住宅地区改良法による改良住宅に対する同様の事務</li> </ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅システム</li> <li>2. 収納管理システム</li> <li>3. 滞納管理システム</li> <li>4. 統合宛名管理・情報連携インターフェースシステム</li> <li>5. 中間サーバ</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅入居者情報ファイル</li> <li>・収納情報ファイル</li> <li>・滞納情報ファイル</li> </ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表1項番19、35
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住宅関係」が含まれる項(なし) ※住宅関連情報の提供は行わない</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に住宅関係が含まれる項(31、54の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業建設部 住宅課 住宅管理係
②所属長	住宅課長 中村 博
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 総合政策部 総務・コミュニティ推進課 総務法制係 電話0949(25)2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 産業建設部 住宅課 住宅管理係 電話0949(25)2262 ※公営住宅入居者情報ファイル 総合政策部 税務課 納税係 電話0949(25)2145 ※収納・滞納情報ファイル

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

